

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	第1回 甲州市協働のまちづくり推進委員会
開催日時	令和7年12月1日(月) 午後1時30分～午後2時45分
開催場所	甲州市役所 2階 第一会議室
議 題	まちづくり推進に関する施策および取組状況について
出席委員	丸山正次委員長、古屋俊明副委員長、山縣重人委員、平塚正彦委員、中村正樹委員、小林靖委員、菊島直紀委員、芦沢友久委員、塚田純子委員、吾妻治久委員、中村実委員、小俣多美子委員
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙議事録のとおり
事務局に係る事項	出席者 市民課3名(河村課長、早川リーダー、池田)
そ の 他	

第 1 回 協働のまちづくり推進委員会 議事録

日 時:令和7年12月1日(月) 午後1時30分～午後2時45分

場 所:甲州市役所 2階 第一会議室

出席者:丸山正次委員長、古屋俊明副委員長、山縣重人委員、平塚正彦委員、中村正樹委員、小林靖委員
菊島直紀委員、芦沢友久委員、塚田純子委員、吾妻治久委員、中村実委員、小俣多美子委員

欠席者:石田春雄委員、榊原雅樹委員

1 開会

欠席者の報告及び会議の成立の報告

傍聴希望者なしの報告

河村課長挨拶

2 正副委員長の選出

○ 事務局 正副委員長の選出になります。

最初に協働のまちづくり推進委員について、簡単ではありますが説明させていただきます。この委員会は甲州市附属機関の設置に関する条例に基づき、市長の附属機関として設置される委員会であります。

市民との協働に関する事項について調査審議するための機関であり、学識経験者、関係団体の代表者、公募者等による 20 名以内の委員で構成されます。現在、14 名の方を委嘱しており、任期は 2 年間となっております。

なお、関係団体の代表者として、甲州市区長会からもう1名の委員をお願いする予定です。現在、区長会副会長が不在のため未選任となっておりますが、区長会で新たに副会長が決まり次第、その方に委員をお願いすることとしております。

また、本委員会の委員の皆様は、甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定める、特別職となります。そのため、1 日あたり5,000円、3時間以下の場合にはその 1/2 の報酬と、費用弁償を支給させていただくこととなります。以上、簡単ではありますが、委員会の説明をさせていただきました。

それでは、正副委員長の選出を行いたいと思います。甲州市附属機関の設置に関する条例第4条に、委員長・副委員長は委員の互選によりこれを定める、と規定されております。どなたか、委員長、副委員長を、というかたはいらっしゃいますか。

それでは、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 事務局 委員の皆様には、それぞれのお立場でご経験と見識をもってご活躍いただいております。

本委員会では「協働のまちづくり」をテーマに取り組んでまいりますが、この課題の専門性などを踏まえ、委員長には、山梨学院大学名誉教授であり、社会学や政治・行政学を専門とされ、協働のまちづくりに関して幅広い知識と経験をお持ちの 丸山正次委員 をお願いしたいと考えております。

また、副委員長につきましては、これまでと同様に区長会長をお願いしたいと考えております。したがって、副委員長は区長会長である 古屋俊明委員 をお願いしたいと思いますが、皆様のご意見を願いたします。

(拍手にて承認)

ありがとうございます。それでは、委員長は丸山正次委員、副委員長は古屋俊明委員をお願いすることで決定させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員長あいさつ

丸山委員長よりあいさつ

4 委員自己紹介

委員から自己紹介

5 議事

○ 事務局 議事に移ります。

議長につきましては、甲州市附属機関の設置に関する条例に基づき、丸山委員長にお願いいたしますので、お席の移動をお願いいたします。それでは、議事の進行を丸山委員長お願いします。

○ 議長(丸山委員長) 議事に入ります。

「協働のまちづくり事業補助金制度について」事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 甲州市市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度について、説明させていただきます。

資料2「補助金交付要綱」をご覧ください。はじめに、事業の概要を説明させていただきます。この事業は、地域の問題や課題を市民の皆様と市と一緒に解決していくための活動に対し補助金を交付させて頂くものです。地域の身近な課題を、市民や団体の気付きから解決していく取り組みやきっかけづくりを支援する事業となります。

事業の提案ができる団体は、市内に事務所及び活動場所があること、営利を目的としない団体(NPO、市民グループなど)であることが条件になります。

補助金交付要綱や募集要領に合った内容であれば、自由にテーマを決めて事業を行うことができ、1つの事業につき、上限 20 万円までの補助金が交付されます。

申請期間は、例年9月30日までとなっており、その年度中に事業を実施・完了して頂く必要がございます。

令和7年度のまちづくり事業補助金の応募受付は、9月30日をもって終了しております。

今年度、申請に至った案件はございませんでしたが、期間中に市民課へ2件のご相談をいただき、協議・調整を行いましたので、ご報告いたします。

1件目は地区内神社の社殿改修に関する相談であります。

地区内の神社において、老朽化した社殿の建て替えを予定しており、改修費用の一部に補助金を充てることができないかのご相談をいただきました。

事業内容としては、祠(ほこら)および台座の改修、境内の環境整備、由緒沿革を紹介する看板の設置等です。申請者の方と5回程協議・調整を行うなかで、事業経費の多くが「備品等財産の取得」に該当し、補助金の対象外であることを説明いたしました。その後、地区の対応で進めるとの結論に至り、補助金の申請は行われませんでした。

2件目は不登校児童の居場所づくりに関する相談であります。

甲府・峡東地域を対象に、不登校児童やその保護者の方々の居場所を提供したいというご相談をいただきました。映画会の開催やクリスマスに合わせたコンサートなどを実施される予定であり、今後の活動に向けてプロジェクター・ホワイトボード・スピーカーの購入を希望されていました。

しかしながら、これらの経費も「備品等財産の取得」に該当し、補助金の対象外となる旨を説明したところ、申請は見送るとのご回答をいただきました。

本年度は以上、2件のご相談を受けましたが、要綱に合致する案件はありませんでしたので、ご報告いたします。

なお、補助金の周知につきましては、例年実施しております区長会総会でのご案内に加え、今年度は市民課が所管する各種団体の会議の場でも案内を行いました。次年度につきましても、新たな周知の機会を活用し、より多くの関係団体や市民の皆さまに情報が行き届くよう努めてまいります。

次に、来年度の補助金制度についてです。資料3「募集要領」、資料4「パンフレット」をご覧ください。

令和8年度につきましても、従来と同様の方法にて行うこととし、募集期間を令和8年9月30日(水)とさせて頂きたいと思えます。

来年度の補助金制度の内容について、意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

- 議長 補助金事業の中身と今年度の応募状況、それから来年度の募集要項の3点について説明頂きましたが、委員の方意見をお願いします。基本的には来年度に関連した意見を出して頂きたいですが、その他質問等あればして頂いても結構です。
- 小俣委員 応募期間の締め切りが9月末ですが、今後提案があった場合は推進委員会が招集されるのはいつになりますか。
- 事務局(早川リーダー) 来年度につきましても、期間内に申請があり第一次審査(書類審査)が通った場合は、随時会議を開催する予定でございます。
- 小俣委員 例えば来年度4月に申請がされた場合は、4月に会議を開催し、補助金申請が承認されればその時点で補助金交付が決定するということですか。
- 事務局(早川リーダー) その通りでございます。
- 議長 他にはいかがでしょうか。例年締め切り時期とその後の期間の長さ等の指摘がありましたが、この時期でないと事務的に対応できないため現在このかたちになっています。
- 小俣委員 現在、熊被害が出ていて、昨年大和町日影で熊が出たということで、麻醉銃で遠くまで運んだようですが、そういった対策に関する提案等はあるのでしょうか。
- 事務局(早川リーダー) 全国でこれだけ熊の問題が出ており、国等々でも自衛隊を投入したり、各自治体でも対応をしておりますが、この件につきましては市の行政ですと農林振興課の有害鳥獣担当の分野になります。このまちづくりの制度の中でお金を使ってということではなく、範疇が違いますので行政主導で行っていく事案と認識しております。
- 議長 今あったように行政主導型の方がいいという判断になると、ここはまた違うと思えます。いくつか判断根拠が出てきます。
- 吾妻委員 申請募集期間が令和8年9月30日までとなっており、その後審議をするということになると令和8年度は事業が実施できないということですか。
- 議長 今来年度の議論をしています。こちらは議会審議を通らないと予算がつかないので、4月以降に募集をかけて締め切りを9月末にして実際に事業を実施するのは10月、11月以降ということですが。
- 吾妻委員 そうすると実施期間が短いです。なので単年度でするのではなく前の年に募集して、次年度4月にするという、こちらは国のお金を使うわけではないから、決めた年に実行しないといけないというわけではないし、こういう提案があったということも4月のはじめに新たに起こしてあげてそこで採用するというやり方もできると思えます。期間が短くて実行できないというものが結構あるのではないのかと思えますがいかがでしょうか。

○ 議長 執行に関して柔軟にできないのかというご質問でしょうか。

○ 事務局(早川リーダー) 行政の会計の都合上単年度決算ということで、一年度の予算の中で予算を執行して決算をするという前提がございます。現在来年度の予算要求をしておりますが、その予算案に基づいて3月定例会で予算を認めて頂き、そこから執行できるという仕組みになっております。

4月に入ってすぐに申請できるよう事前に協議頂くことはできますので、この補助金を活用して協働のまちづくり事業をすすめることがそれぞれの組織で決定しているのであれば事前にご相談を頂いて、その都度申請に基づいて審議会を開催させて頂いて決定すれば9月を待たず事業を執行できますので、そのような計画で今のところは考えております。

○ 議長 事前に早めに相談して年度内執行できるようにということだと思います。

○ 吾妻委員 早めにと、遅めということもあると思います。今年度にやっておいて、来年は無理だから再来年度執行するというようなかたちも取れると思います。

○ 議長 決算をしないといけないので翌年度執行というのは認められておりません。

○ 吾妻委員 そうでなく前の年に審議会を通しておいてということです。

○ 議長 実際にお金をいつ使ったかということが重要です。

○ 事務局(早川リーダー) 事前の相談は年度をまたいでもできます。例えば9月末に団体の中で申請をしたいという話が出ましたら、その時点で相談をして頂くことは可能です。その後、実際の申請等が間に合わないということであれば、次年度の申請までお待ち頂く方法もあると思っております。

○ 吾妻委員 全体の予算は40万円ですが、その予算は来年度予算に入れてあるのでしょうか。

○ 事務局(早川リーダー) 来年度予算は今から予算要求となります。

○ 吾妻委員 4月に入れば予算を使えるということですか。

○ 事務局(早川リーダー) その通りです。

○ 中村委員 令和8年9月30日の申請を締め切った時点で、令和9年度の事業申請を審査して、令和8年度中に委員会で承認をして、令和9年5月頃に令和9年度事業として執行することはできますか。

○ 事務局(河村課長) 早川から説明申し上げておりますが、単年度決算ということで令和7年度予算はしめないということがございます。この補助金は市単独の補助金になりますので、例えば本日申請を頂いて事務局で書類審査をして、通せるということになれば令和8年度の早い段階で委員の皆様を招集して承認頂ければ、市としてはそのように対応いたします。事前に協議頂き話を詰めさせて頂きますが執行するのは次年度、令和8年度の当初に速やかに皆さまにお諮りできるようなかたちをとっていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 市単独の事業ですのでそういったやり方はできるということです。ただ、来年度については、来年度応募してくるところがありますので今年度で決めて来年度使うのは今年度なければ今みたいなかたちがとれますが、来年度について確約することができないので、今いったかたちが最大の幅だと思います。

○ 山縣委員 要領に過去に申請をしたことがある団体が、同一内容の事業について再度申請することはできませんとありますが、それはなぜですか。連続だとそぐわない場合もあると思いますが、例えば2、3年あけたら大丈夫かもしれないというのもあると思いましたので、どうしてなのかと思い理由を聞いたかったです。

○ 事務局(早川リーダー) 協働のまちづくり事業ですが、1件につき補助金額の上限が20万円とさせて頂いております。20万円は協働事業のきっかけづくり、スタートアップという意味合いがあります。協働先の担当課と初年度20万円を使って活動していただくわけですが、次年度以降は担当課の予算でその事業を継続するための予算を計上して頂くというような目的がございますので、基本的には単年度で同じ事業については一回の申請でお願いしたいと思います。

また、例えば同じ地区で数年後同じような課題が出てきて申請をしたいということがありましたら、少し角度をかえて違う要素を取り入れるなど、前回の補助金内容とは変える、またプラスアルファしたかたちでということであれば可能性はあると考えております。

○ 議長 必ずしも駄目ということではなく、条件等を相談して頂ければ通る可能性もあるということです。

○ 古屋委員 資料4にこれまで認定された主な事業がありますが、区長という立場でお話させて頂くと、防災訓練を毎年どの区でもやっております。平成26年度に地域の防災力強化事業とあります。ここについては区単位ではなく市全体でやったのかと思いますが、そうすると申請額20万円では足りないと思いますがどんなかたちで平成26年度やられたか覚えてらっしゃいますか。

○ 事務局(河村課長) 平成26年度の事業内容についてはまた確認させて頂きませんが、地域の防災力強化事業ということで、推測にはなりますが全体の区長会から申請を頂いて総務課と協働してやったのではないかと思います。もしこの補助金を使って、勝沼地区、塩山地区、大和地区といったかたちで要望があれば、一つの区単位でこちらの補助金20万円を毎年実施するというのは難しいので、そういったご相談を頂いた場合は、ある程度の地区でやって頂きたいとは思いますが、私どもも次年度に向けて増額して予算を確保する等柔軟な対応をしていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をお願いいたします。

○ 吾妻委員 平成26年度の防災強化事業は勝沼の一地区からあがってきたもので講師を呼んで試験的に実施したものかと思います。他の区の防災訓練では講師は無料で対応しているとは思いますが、こちらは特殊な訓練だったかと思います。

○ 議長 こちらの事業については講演会をしたり災害シミュレーションをしたりと、ある程度専門家がいないとできないことをやりたいというものだったと思います。

○ 古屋委員 今年は塩山、来年は勝沼、再来年は大和ということになると毎年その事業に補助金が使われてしまうということになります。

○ 事務局(河村課長) 区長会長様がおっしゃった通りで、まず塩山地区でやり、これは必要であり毎年実施したほうが良いという事業を総務課と協働で開催することにより、来年は勝沼、再来年は大和という予算付けを総務課が行っていくとこれが定着した市民提案型の協働事業になります。そのきっかけづくりという趣旨がこの補助金にはありますので、ご理解よろしく願いいたします。

○ 議長 まさにスタートアップ型で最初にやってみたら重要で皆が参加できるといったことになると、継続的な事業になる可能性があるので、事業をはじめてみようという意欲を大事にする意図があります。そういった意味でも同じところが何度もというよりは、できるだけいろんなところの方の想いを実現したいという

意図があります。

○ 中村委員 皆さんの話を聞いていると、協働のまちづくり推進委員ではあるが、協働のまちづくり事業補助金の認定を中心に話をされていて、元来の協働事業という、冒頭の課長の挨拶にもありましたが、各課でそういった事業をやっていて、こちらの協働のまちづくり事業補助金ができただけの頃は「協働」という言葉もそれほど広がっておらず意識付けをするうえでこういった事業が必要だったと思いますが、すでに各課でかなりやっている。そうなるこの事業自体の意義・意味というか事業評価になってくると思います。そういった意味でアンケートもしていると思いますが、その辺りをどのように進めていったらいいのかということを考えていく会の方がいいのではないかと。この補助金事業というのは案件が出てくるときは出てくるものだし、今年1件も出てこないということは何か課題があるのではないかと。それは各課がやっているからかもしれない。私も農業遺産の関係で農林振興課に補助事業がありまして、それに手を挙げてやったことがあります。それがちょうど同じ金額、20万円でした。そうなるこちらを使うというよりも直接関係のあるところ、例えば福祉なら福祉、環境であれば環境、そういったところの職員と各団体が話し合い、その意見がきちんと市役所の中で共有されて一緒にやっというベースが行政や市民の側にできていくことが一番重要かと思えます。そのための事業がこういうものなのかと思うので、その辺りを話し合いできたらと思います。勝沼フットパスは観光商工課が窓口になって、そこにある〜く こうしゅう推進協議会があり、そこに補助金があってそこのお金を使わせていただきながら会費も含めて事業をまわしているところもありますので、もしこういうところで話し合いをするのであれば市民活動をやっているグループがどのくらいあるのか、そのような団体が会議室を使う場合支援をしてもらおうとか利用料を免除してもらおうといった、背中を押してもらおうことも必要なのかと思えます。事業、事業でいかなくても今は自主的にやっているところも多いですし、各課の網に引っかからないものをこういった補助金でやればいいのかと思います。それには職員が市民と目線をあわせて対等協力の立場でやってもらえれば、今は昔と違いまして上から目線の職員もみたりしませんので、ともに一緒にやっというということかと思えます。

○ 議長 補助金の審査委員会になってしまっていてそれでいいのかという点と、そうでないとしたらどういことができるのかということだと思います。事務局としてもこれから予算申請をする際に、今みたいな話が内部でもあると思います。委員からもそういった意見が出たので、ぜひ検討してどういうかたちで残していくことが意味のあることか、特に市単独事業ですので、よほど意味がないとやめたほうがいいのではないかとということになってくるので、その辺りのご意見だと思います。

○ 塚田委員 スタートした時には市内にどんなNPOがあるのか、そこがお互いに顔をあわせて一緒に何かできるのではないかと。いったい会もあったので、そういった機会がほしいなと思っています。

先程、相談があったけれども申請が至らなかったという中で不登校児童の居場所づくりの経費が備品になってしまうという話があったが、お金がなくて細々やっているような、教育委員会の補助にもひっかからないような団体がもっと設備投資したいという場合に備品だから駄目ではなく、申請の仕方を変えればいけたのかとか、他の団体と一緒にだっというのかといった発想を市の方々がもって頂けたらいいのかなと思いました。

○ 事務局(早川リーダー) さまざまなご意見を頂いておりますが、現状をみるなかでもっともだなという認識であります。

今、備品の話になりましたが、現状の要綱において備品は対象とならない経費となっております。今年度2件の相談を受けましたが、1件目については5回くらい協議をし、2件目の案件についても2度3度とお話をして、こちらの補助金を使って解決に向かうような相談をさせて頂きました。備品については対象とならないと明記されておりますので、申請には至らなかったということでございます。

今後については、使い勝手の良い、ハードルの低い補助金への改正も委員の皆様にご検討頂くなかで、それも一つの方法としてできるようなかたちでと思っております。ただ、予算が1件20万円ということもあり

ますので、使い勝手をよくして10件、20件ということになるとそれも課題になると思いますので、その辺りの兼ね合いも含めて委員各位のご意見を頂きながら検討してまいりたいと思います。

○ 塚田委員 備品の金額はありますか。備品と消耗品はものによって決まっていますか。

○ 事務局(早川リーダー) 市の規則に準じて対応しております。金額で一律決まっているものではございません。

○ 塚田委員 県の男女共同参画の補助金でも布団は備品だから使えないということもありました。確かに何でも物が買えるから使えるとなっても困るというのも分かりますが、必要なところに使えるというようにしていかないとと思います。

○ 吾妻委員 当初より補助金額が少なくって20万円の為に審査しているということになると初めと発想が違うのかなと、逆に1千万、2千万の事業をするための起爆剤として20万円を使うというやり方、あとは補助金はいらなくても企画案を出して担当課が協力してくれというような案でもいいのかと思います。20万円に縛られていてつまらないというか、まちづくりの協働ということであれば大きい事業もできるはずです。企画案を出すなどお金ではない違うやり方もできるのではないかと思います。

○ 中村委員 勝沼町の頃、まちづくりプロジェクトというものを町長が作りました。つくった理由はぶどうの丘の再整備という大きい事業でした。当時とすると斬新な考え方で、市役所内で話を決めるのではなく住民の人が集まって、住民の人がどういう施設がいいのかということとその施設をつくることだけではなく、そこがどう街に波及していくか、経済効果が起こるのか、住民の人が使いやすい施設になるのか考えましょうという会をつくり、その人たちの意見をもとに専門家も入り計画を作りました。また、男女共同参画みたいな計画も行政だけではなく住民の方と職員が一緒になって話し合いをして、どういう将来ビジョンがいいのか、そのために私達にできることは何なのか、行政のやることは何なのか、今で言う三層構造という言葉がありますが、協議検討して作ったことを思い出しました。協働はいろいろな考え方があって、今は協働というよりも住民が主体になって自分たちのセクターで行動していくんだと。それに合わせて行政の人も一緒になって協力していく。行政の職員は、3年4年で異動がありますが市民活動している人はずっとやっている。そうすると、そういう力というか、考え方はいっぱいついてくるので、そこでそれを活用しながら行政と一緒にやっていくというようなことを基本において、それが多分、行政の協働のまちづくりのベースにあると、甲州市はそういうものがベースにあるということを職員一人一人がそうであり、組長もそうでしょうし、そういう意識を持って取り組むことが重要なのかと思います。

資料6のアンケートを見させて頂いて、アンケートは非常に重要なことが書かれておりますが、例えば最後の自由記述欄です。若手職員は、大学等で勉強しているが、職場に入ると応用できない、ハードルが高い、上司から協力を得ることが難しいと感じる。やはりアイデアを出しやすい環境をまず作ることが一番重要ではないかと思います。そういうことに、協働のまちづくり委員会が関わって、若い人の意見がどうしたら通るか、一緒にやっていくには等そういうこと考えていけたらいいかなと思います。そうすると職員としても難しい言葉と言われる会社ではなく、一緒にやっていく、それが協働になっていくのかなと思います。

ただ、言うは易し行うは難しという難しい部分もあるので、そういう考えを持つ若い職員をバックアップしていったらいいかなと思います。

○ 議長 この委員会で何を議論するのかという意見をかなりの委員から出して頂いて、変革期にきているのかもしれない。いろいろな形で、そもそもこういう事業をどういうふうに続けていくのかということと、NPO 団体の交流の場というのはないのでしょうか。甲府市の場合は、そういったことをどうやっていくか、偏ってないか等やり方をどうするかといったこと、また甲府市は実際のコミュニティが崩れ、中心部は空洞化も起きているので、そういったことをどうするかとか、甲州市とは課題は違うけれども、そういったことを

こういう委員会で議論しています。まさにさっき出たように市、区、町内関係の方たちと一般の方、NPOの方と議論しています。本日出てきた意見、事業も含めて協働のあり方をもう少し違う角度から考えていくのもいいかもしれません。これを始めた頃はそんな話が多かったと思います。

○ 吾妻委員 当時は甲州市の動きをこの協働のまちづくりで動かしていこうという雰囲気がありました。今は補助金の審査だけになってしまったので、少し違うなと思います。

○ 塚田委員 昔は行政と市民団体と企業が入ってどうやっていくかという感じでした。新しい公共が当時の方針だったということもあったと思いますが。

○ 吾妻委員 本来は事業を立ち上げるために、はじめ少しお金を入れれば大きな事業になっていくというような目的でした。

○ 議長 今でこそ協働は当たり前ですが、かつてはなかなか浸透しておらず、職員からみれば面倒くさいし、議員さんから見れば自分たちがいるのに市民がどうだってことという時代がありました。

来年度の事業についての提案は、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

その他について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 事務局から2点、ご報告いたします。

まず、令和6年度協働事業実施調査結果についてです。資料5「令和6年度協働事業実施調査」という資料をご覧ください。

この調査は、甲州市で行われている協働事業の実態を把握し、その取り組み状況を公表することを目的に実施しているものです。令和4年度から毎年、市の庁内各課を対象に実施しています。今回は、昨年度、各課で行われた協働事業の調査結果をもとに、その内容を一覧表としてまとめたものになります。

令和6年度に実施された協働事業は109件ののぼり、本調査を開始した令和3年度実績(50件)以降、年々増加傾向にあります。昨年度は、より単発的なイベントにとどまらず、「通年」「随時」など継続的に実施される事業も多くみられました。協働の取り組みが、日常的なものとして定着しているように思います。先程説明させて頂きました「甲州市市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度」にかぎらず、地域のさまざまな団体やグループと行政が一緒になって取り組む、「協働のまちづくり」が、少しずつ地域に広がってきていることが確認できました。

こちらの調査結果については、本委員会終了後、市ホームページに掲載し、市民へ公表いたします。

次に、協働のまちづくり職員研修会の実施についてです。

協働のまちづくり推進計画に基づき、「協働」に対する学習機会を設け職員の意識向上を図るため、今年度、入庁5年目までの職員を対象に研修会を実施しました。研修では、一般財団法人公共経営研究機構の鈴木正明先生を講師にお迎えし、「地域と共に育つ自治体職員へ—協働の第一歩」というテーマでお話をいただきました。内容としては、協働のまちづくりの基本的な考え方をはじめ、先生ご自身のご経験をもとに、具体的な事例を交えながら協働を進めていく方法等について学びました。鈴木先生は、埼玉県越谷市職員として長年にわたり行政運営に尽力され、実際の現場での取り組みや工夫など、非常にわかりやすく説明していただきました。

資料6が研修会実施後のアンケート結果になります。研修会受講後、「協働のまちづくりを推進していくことの必要性」を確認したところ、全員が「必要」または「どちらかと言えば必要」と回答し協働の重要性を理解している姿がうかがえました。

今後も引き続き、協働のまちづくり推進計画に基づき、学習機会を提供し市民協働の在り方を考える機会の創出を行っていきたいと思います。報告は以上となります。

その他として何か、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

○ 議長 その他ということで意見があればお願いします。

○ 吾妻委員 アンケートをとったのは職員でしょうか。

○ 議長 これは先程の職員研修を実施した後、職員に対してしたアンケートです。

資料5の協働実施事業調査というものを3年前からやり始めました。その当時、この委員会にはあがってこないけれど、他で結構やっているのではないかという話になり、庁内を調べてみようと始めました。先程あったようにこちらの事業には出さなくても今関係しているところの担当課と一緒にやることが早くできるし、確実性が高いということが多くなっているかもしれないです。

委員から意見等だして頂いたので、そういったことを議題として取り上げて、時間のある時に議論できるといいのかと思います。本日意見を出して頂きまして、問題・課題は皆さまお分かりになっておられますので、任期中にそういったことを議題として、そもそもこういった事業をどうしていくのか、この委員会で何を取り上げていくのかを話せるといいかもしれません。

以上で議事を終わりたいと思います。

6 閉会

○ 事務局(早川リーダー) 丸山委員長、議事の進行をありがとうございました。

以上をもちまして、第1回推進委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。